

労働トラブルとなりやすい “5つの事例”への適正な対応について

インターネット受講も可能です

労働条件引き下げとトラブル防止



精神疾患等病者への配慮と休職



解雇・雇い止めとトラブル防止



就業規則遵守と懲戒処分



労働災害の防止と安全配慮義務



5つの労働重大
問題の対策を

5人の労働専門
弁護士が解説

主催 愛知県下各労働基準協会

名北・名古屋南・名古屋東・名古屋西・豊橋・岡崎・一宮・半田・刈谷・豊田・瀬戸・津島・江南・西尾 労働基準協会

令和6年度 労働トラブル防止総合講座 ご案内

労働をめぐる全国の労使紛争件数は、都道府県労働局の紛争調整委員会のあつせんが令和4年度は3,492件、令和3年で地方裁判所の労働審判が3,609件、労働裁判が3,645件と依然多い状況です。

労使紛争を防ぐためには、企業には罰則が課される労働基準法等の遵守はもちろんのこと、民事問題を司る労働契約法を考慮しないと、争いに敗れ多額の賠償・和解金を支払うこととなります。

そこで愛知県下各労働基準協会では、労働分野で活躍される弁護士に下記の内容をお聴きする、全5回の「労働トラブル防止総合講座」を本年度も開催します。ぜひともご参加いただきたくご案内申し上げます。

● **会場** 一般社団法人 名北労働基準協会「大会議室」 名古屋市北区清水1-13-1
「栄町」から瀬戸線・徒歩で8分 「名古屋駅」から市バス・徒歩で20分 近隣格安有料駐車場多数あり

● **時間** 午後1時30分～午後4時30分

● **費用**

	1回	5回
会員	6,900円	29,000円 (5,500円割引)
非会員	9,130円	38,360円 (7,290円割引)

インターネット受講も同額
(資料代・消費税含む)



お申込はこちら

● **総括テーマ** 労働トラブルとなりやすい“5つの事例”への適正な対応について
インターネット受講も可能です

第1回 令和6年6月10日(月)

「労働条件の引き下げをめぐる トラブルの防止について」

大嶽達哉法律事務所 所長 弁護士 大嶽 達哉 氏



【講師プロフィール】

東京大学大学院法学政治学研究所修士課程修了。ブラジルの社団法人CIATEにて、厚生労働省委託により専務理事として3年間日系ブラジル人の就労支援、帰国者対応業務を行う。平成27年に帰国後、弁護士活動を再開。在日外国人労働者、海外駐在員、在外現地職員等の労働問題を多く扱う。その他労務管理セミナー講師を多数行う。



地方裁判所の労働審判

企業では、経営不振のため、あるいは社内の制度改定のため、労働条件を引き下げざるを得ない状況に陥ることがあります。

労働条件の不利益変更について、労働契約法第9条では、「労働者の合意なく変更はできない」、第10条では、「変更後の就業規則を労働者に周知し、変更が労働者の受ける不利益の程度、労働条件の変更の必要性、変更後の就業規則の内容の相当性、労働組合等との交渉の状況等と照らして合理的なものであるときは、変更が可能」としております。

認められる不利益変更についてお聴きします。

第2回 令和6年8月5日(月)

「精神疾患を含む病者への配慮と 休職の扱いについて」

成田・長谷川法律事務所 パートナー弁護士 長谷川 ふき子 氏



【講師プロフィール】

東京理科大学理学部卒業後、東京大学法学部に再入学し卒業時に司法試験に合格の異色の理系女子弁護士。元愛知県弁護士会副会長。愛知労働局紛争調整委員会委員、愛知県弁護士会労働審判制度対策特別委員会委員、愛知県弁護士会両性の平等委員会委員。経歴を生かし、化学薬学分野等の医療機関問題、情報管理問題への対応・講演も多い。



悩ましい休職期間満了の取り扱い

平成25年度厚生労働省調査では、疾病を理由として1か月以上連続して休業している従業員がいる企業は、メンタルヘルス38%、がん21%、脳血管疾患12%です。

厚生労働省も「治療と仕事の両立支援」を進めており、そのための取組がある事業所は令和4年調査で58.8%となっております。

疾病を抱える労働者の退職は、企業の損失であり、勤務中、休業中の配慮が求められ、その欠如により病状が悪化した場合、労働契約法が定める「安全配慮義務違反」により、企業責任が問われます。

問題となる休職の扱いも含め、詳細をお聴きします。

「解雇・雇い止めをめぐる トラブルの防止について」

宮澤俊夫法律事務所 所長 弁護士 宮澤俊夫氏



【講師プロフィール】

金沢大学法学部を卒業し司法試験合格。東京地方検察庁検事に任官し、昭和63年に名古屋法務局訟務部付検事を最後に退官。企業法務を多く手掛け、ち密な解説には定評がある。愛知労働局労災法務専門員・公共調達監視委員会委員長、愛知県仕事と生活の調和推進事業検証委員会委員長、愛知県雇用労働相談センター代表弁護士、愛知県弁護士会民事弁護委員等要職を歴任。



解雇・雇い止めはしばしば労使の紛争に

労働裁判、労働審判、労働局あっせん等でしばしば問題となるのが、解雇・雇い止めです。

解雇は労働契約法第16条で、「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は無効」とし、不合理的な解雇はできません。

雇い止めも同法第19条で、「1. 労働契約が過去に反復して更新され、雇い止めが解雇と同視 2. 労働者が労働契約が更新されるものと期待することに合理的な理由がある」場合は、認めないとしております。

トラブルとならない解雇、雇い止めについて、雇い入れ、在職中、離職時の留意点をお聴きします。

「就業規則の遵守と 懲戒処分について」

弁護士法人 那須・岩崎法律事務所 弁護士 岩崎友就氏



【講師プロフィール】

中央大学法学部卒。使用者・企業側弁護士。数多くの訴訟、労働審判及び団体交渉等の代理人を務めるほか、人事労務問題をはじめとする企業活動にまつわる法律相談に応じている。働き方改革関連法や同一労働同一賃金原則など企業の労務問題に関するセミナーの講師も務める。経営法曹会議員。労働トラブルを防ぎ、企業を繁栄させる就業規則の作成、改定を行う。



懲戒処分を判断する社内の懲戒委員会

企業と労働者の権利・義務を定めたのが就業規則であり、重大な違反を行った労働者には、企業秩序を守るため、懲戒処分を行う必要があります。

しかし、労働契約法第15条では、「懲戒が、労働者の行為の性質及び態様その他の事情に照らして、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、無効」としております。

労働者に就業規則の内容、守ることの意義を理解させ、制裁(懲戒処分)の種類・程度を明確に定め、弁明機会を与える等の適正な手続を取ることが必要です。就業規則の役割と懲戒処分についてお聴きします。

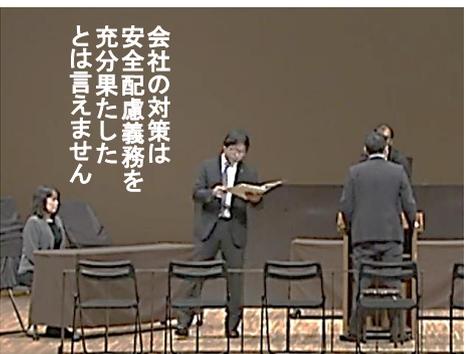
「労働災害の防止と 安全配慮義務について」

庄司法律事務所 所長 弁護士 庄司俊哉氏



【講師プロフィール】

中央大学法学部卒。労働災害、過労死、過労自殺をめぐる安全配慮義務等に関する数々の講演を行う。弁護士会の裁判劇を手掛け、愛知県下各労働基準協会が上演する90分の労働災害劇「波紋ある工場の悲劇」、労使紛争解決手続の3つの実演劇の脚本、劇中解説も担当。元愛知県弁護士会副会長。元愛知労働局紛争調整委員。



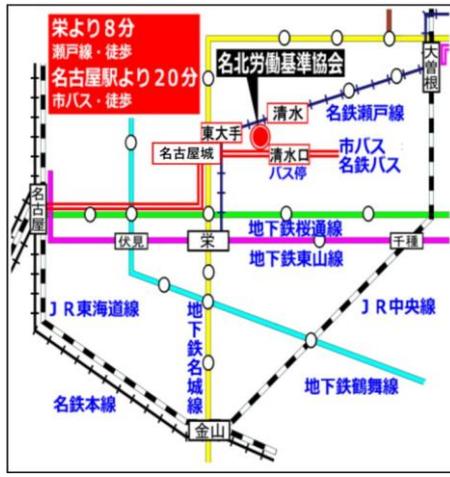
高額となる労働災害裁判の賠償・和解金

休業4日以上の労働災害死傷者数は、平成22年以降は転倒・動作の反動・無理な動作による災害が増え、令和4年は25%増加の約13万人となっております。死亡・障害が残る災害での、賠償金の支払いをめぐる裁判も後を絶ちません。

労働契約法第5条では、「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をする」と、企業に安全配慮義務の履行を求めています。

この義務は法令を守るだけでなく、果たせる訳ではなく、その趣旨と広範囲な対策についてお聴きします。

●会場案内 一般社団法人北労働基準協会



愛知県下の企業勤労者等の皆様が、年間約一万人受講される会場です。

●インターネット受講について

- ・会場実施日の一週間後より視聴が可能です。
- ・視聴パスワードと視聴の手順は、視聴開始日までにお知らせします。
- ・視聴可能期間は一週間です。
- ・開催終了回については、インターネット受講にてお申込可能です。視聴期間等の詳細はお問合せください。

【会場アクセス】

「名鉄」清水駅徒歩4分、東大手駅徒歩8分
 「地下鉄」名古屋城駅①番出口より徒歩12分
 「バス」市バス・名鉄バス清水口より徒歩5分
 「お車」名古屋高速 黒川出口より5分

会場には受講者専用駐車場がありません。車にてお越しの場合は近隣に駐車場があります。十分時間をみていただいたうえ、有料駐車場を各自の責任・負担でご利用ください。

申込要領

申込書を各労働基準協会へファックスでお申込みください。お申込み完了後、受講票と請求書を合わせてお送りします。開催日の14日前までに会費を下記銀行口座へお振込みください。

名称	所在地	電話番号	FAX番号	対象地区
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港楽1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
名古屋東労働基準協会	〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町14	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市

振込先(実施機関) 三菱UFJ銀行 黒川支店 普通預金 No.2036133
 一般社団法人 名北労働基準協会

※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。

講習会等申込書(コピー可)

令和6年度 労働トラブル防止総合講座

申込日 令和 年 月 日

申込協会	労働基準協会			会員番号		名北労働基準協会のみご記入ください。
事業場名				TEL () -	FAX () -	E-mail
所在地	〒	事業内容		労働者数	名	
受講者名	区分	氏名	所属部署・職名	受講区分(会:会場受講 イ:インターネット受講) ※受講日にし、受講方法に○を記入。		ご案内送付先
	ご記入不要です			<input type="checkbox"/> 全研修(会・イ) <input type="checkbox"/> 6月10日(会・イ) <input type="checkbox"/> 8月5日(会・イ) <input type="checkbox"/> 10月1日(会・イ) <input type="checkbox"/> 12月6日(会・イ) <input type="checkbox"/> 2月21日(会・イ)		受講者・担当者(部署名) <small>○をつけてください</small>
				<input type="checkbox"/> 全研修(会・イ) <input type="checkbox"/> 6月10日(会・イ) <input type="checkbox"/> 8月5日(会・イ) <input type="checkbox"/> 10月1日(会・イ) <input type="checkbox"/> 12月6日(会・イ) <input type="checkbox"/> 2月21日(会・イ)		会費支払時期
				令和 年 月 日		

・開催終了した回は、インターネット受講としてお申込受付いたします。

・この受講申込書でご提供頂いた個人情報、今回お申込み頂いた講習会の受講者資料並びに講習のご案内送付用として使用し、受講者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。